

甲州市総合教育会議の運営等について

「甲州市総合教育会議に関する要綱」資料

「総合教育会議」とは

首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、民意を反映した教育行政を推進していくための対等な執行機関同士の協議及び調整の場として、改正教育行政法により設置される。

総合教育会議は、決定機関や諮問に対して審議を行うなどの諮問機関ではない。協議する事項はあらかじめ改正教育行政法に規定されている。

1 総合教育会議の設置（第1条関係）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置。

第1条の4第1項

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 1 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の实情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 2 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 基本理念（第2条関係）

総合教育会議は、市長と教育委員会が本市の教育に関する事項に関して、円滑に意思疎通を図り、重要な課題の解決や目指すべき教育のあり方等について共有しながら、同じ考え方のもと連携し、効果的な教育行政を推進していくことを基本理念とする。

3 構成（第3条関係）

法第1条の4第2項の規定により市長及び教育委員会をもって構成。

第1条の4第2項

総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 地方公共団体の長
- 2 教育委員会

4 所掌事項（第4条関係）

法第1条の3第1項に規定する大綱の策定等及び法第1条の4第1項各号に掲げる事項の協議並びに調整。

第1条の3第1項

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

5 招集（第5条関係）

総合教育会議は、法第1条の4第3項の規定により市長が招集し開催。

教育委員会は、法第1条の4第4項の規定に基づき総合教育会議において協議する必要があるとおもふべき事項があるときは、市長に対して招集を求めることができる。

第1条の4第3項

総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

第1条の4第4項

教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

6 意見聴取（第6条関係）

総合教育会議において協議するにあたり必要があると認めるときは、法第1条の4第5項の規定に基づき関係者等から意見を聴くことができる。

第1条の4第5項

総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

7 会議の公開（第7条関係）

総合教育会議は、法第1条の4第6項の規定に基づき公開が原則。

非公開とする場合は、具体的な会議の内容についてあらかじめ市長と教育委員会が協議を行ったうえで、決定は市長が行う。なお、非公開とした理由を会議の開催前にあらかじめ公開することが適当と考えられる。

第1条の4第6項

総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

8 会議録の作成・公表（第8条関係）

総合教育会議が開催されたときは、法第1条第7項の規定に基づき、速やかに会議録を作成し公表する。

公表の媒体は、市ホームページ等によることとし、公表する内容等は、会議の概要及び出席者発言の要旨等としたい。

第1条の4第7項

地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

9 調整事項の尊重（第9条関係）

法第1条第8項の規定に基づき、総合教育会議において協議・調整された事項については、市長、教育委員会の双方とも結果を尊重しなければならない。

第1条の4第8項

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

10 庶務（第10条関係）

総合教育会議の運営にあたり必要となる、開催日時や場所の決定、協議議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、市長が行うこととしていることから、庶務については市長部局である政策秘書課において処理する。

11 補則（第11条関係）

その他、会議の運営に関して必要な事項は、法第1条の4第9項の規定に基づき総合教育会議において定めることとなる。

第1条の4第9項

前各項（法第1条の4の各項）に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。